

4

第4編

周辺知識

学習の内容

第1章 災害時の公的支援制度

第2章 関係法令

●デジタルテキストとの関連について

テキスト内の **デジタルテキスト 000** はデジタルテキストにおけるページ番号です。

また、本文中の（P.000参照）は、**デジタルテキスト 000** のページ番号で表記しています。

第1章 災害時の公的支援制度

デジタルテキスト 258

4-1-1 災害対策に関する法令

第1節の
学習時間およそ
1分

災害対策の基本を定める「災害対策基本法」において、防災とは「災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、および災害の復旧を図ること」とされています。国は国土と国民の生命・身体・財産を災害から保護する使命を有し、組織・機能のすべてをあげて防災に関し万全の措置を講ずる責務があります。

災害対策を大きく分類すると、自助（自分の力による対策）、公助（行政による対策）、共助（非営利団体等による事業やボランティア活動）となり、これらを組み合わせることにより、効果が更に増します。

このうちの公助（行政による対策）には、被災者の救助の実施体制等を定めた「災害救助法」、被災者への生活再建支援金の支給等を定めた「被災者生活再建支援法」、災害弔慰金等の支給等を定めた「災害弔慰金の支給等に関する法律」などの法律に基づいて行われる公的支援制度があります。

ここでは、被災者生活再建支援制度について説明します。

デジタルテキスト 259



(1) 被災者生活再建支援法の目的

被災者生活再建支援法は、自然災害リスクに対する公的支援として、「自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資すること」を目的としています。



参考

基金と国の補助

国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）が、各都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給します。

なお、基金が支給する支援金の2分の1に相当する額を国が補助します。

デジタルテキスト 260

(2) 被災者生活再建支援制度の概要

被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援制度の概要は次のとおりです。



① 対象となる地域

② 対象となる被災世帯

③ 支援金の種類と支給額

④ 住宅の被害程度の確認

デジタルテキスト 261

① 対象となる地域

主に次の条件に該当する地域が対象となります。

- a. 災害救助法施行令に該当する被害が発生した市町村
- b. 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- c. 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県 等

デジタルテキスト 262

② 対象となる被災世帯

前記①の地域において、次の被害を受けた世帯が対象となります。

- a. 住宅が全壊した世帯（全壊世帯）
- b. 住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯（解体世帯）
- c. 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯（長期避難世帯）
- d. 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- e. 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）



参考

応急危険度判定

応急危険度判定は、震度5以上の地震が発生して多くの建築物が被害を受けた場合に、余震による建物の倒壊などから人命に係る二次的災害を防止するために地震直後に市区町村が主体となって実施します。

判定結果は、「危険」（赤）、「要注意」（黄）、「評価済（使用可能）」（緑）、の3段階（3色）で建築物の見やすい場所に表示され、居住者だけでなく、付近を通行する歩行者、災害ボランティアなどに対しても、建築物の危険性についての情報を提供します。判定は、都道府県が養成、登録した民間の建築士などからなる応急危険度判定士が行います。

デジタルテキスト 263

③ 支援金の種類と支給額

本制度では、次のとおり、被災世帯の区分ごとに設定された基礎支援金と加算支援金の合計額が、用途を限定しない渡し切り方式で支給されます（合計額は最高300万円）。

被災世帯の区分	基礎支援金	加算支援金	
		住宅の再建方法	支給額
a. 全壊世帯	100万円	建設・購入	200万円
b. 解体世帯		補修	100万円
c. 長期避難世帯		賃借（公営住宅以外）	50万円
d. 大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円
		補修	100万円
		賃借（公営住宅以外）	50万円
e. 中規模半壊世帯	-	建設・購入	100万円
		補修	50万円
		賃借（公営住宅以外）	25万円

▲注1 ▲注2 ▲注3

▲注1 世帯人数が1人の場合、支援金は、それぞれ4分の3の金額となります。

▲注2 基礎支援金の申請には、罹災証明書および住民票等を要し、災害発生日から13か月以内が申請期間となります。

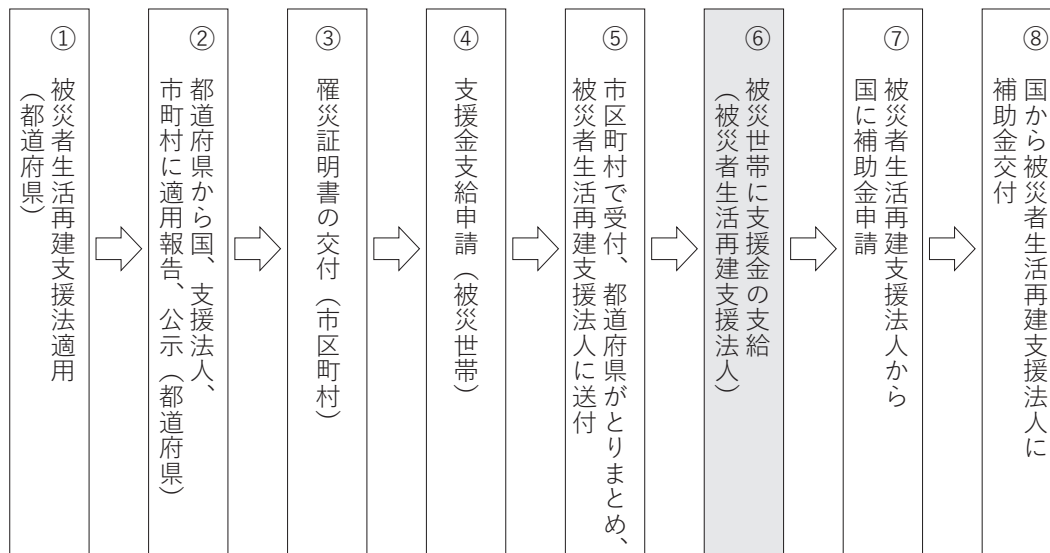
▲注3 加算支援金の申請には、契約書（住宅の購入、賃借等）等を要し、災害発生日から37か月以内が申請期間となります。

④ 住宅の被害程度の確認

住宅の被害程度が、支給要件に該当するか否かは、自治体が交付する「罹災証明書」により確認します。

罹災証明書により証明される被害程度には、「全壊」「大規模半壊」「半壊」等があり、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等に基づきそれらの判定が行われます。**注1**

【支援金支給までの流れ】



注2

注1 地震保険損害認定基準（「全損」「大半損」「小半損」「一部損」）は、国が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」とは異なり、損害の程度の区分も異なります。

注2 罹災証明書は、災害対策基本法第90条の2の規定に基づき、市町村が住家等の被害状況を調査し、被災者へ交付する「災害による被害の程度を証明する書面」であり、各種の公的支援制度の適用を受ける際に必要とされるものです。



第2章 関係法令

デジタルテキスト 266

火災保険を取り扱うにあたって、関連の深い法令があります。それらの法令を遵守するとともに、しっかりと理解することが重要となります。

4 2 -1 建物の構造・性能等に関する法令

第1節の
学習時間  およそ
2分

(1) 建築基準法

火災保険を契約する場合には、建物の評価や構造級別の判断を要します。その際に、基本となる部分を定める法令は次のとおりです。

建築基準法は、「建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資すること」を目的とした法律です（第1条）。

火災保険の構造級別規定は、この建築基準法令をもとに作成されています（P.145参照）。

デジタルテキスト 267

(2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（品確法）

マイホームは一生の買い物ともいわれます。せっかく手に入れたマイホームの性能に著しく問題があったり、生活に支障をきたす重大な欠陥があったりしては大変です。そうした住宅に関するトラブルを未然に防ぎ、万が一のトラブルの際も紛争を速やかに処理できるよう制定されたのが「住宅の品質確保の促進等に関する法律（品確法）」です。

この品確法に基づき、様々な住宅の性能をわかりやすく表示する「住宅性能表示制度」が設けられています。

地震保険の割引制度（免震建築物割引・耐震等級割引）では、この品確法に基づく住宅性能評価書が確認書類となります（P.118参照）。

デジタルテキスト 268



(1) 土地の工作物等の占有者および所有者の責任

民法では、土地の工作物の設置または保存に瑕疵（かし）**▲注**があったため他人に損害を与えた場合は、その工作物の占有者が第一次的に損害賠償責任を負いますが、占有者が損害の発生を防止するために必要な注意をしたことを証明したときは、所有者が二次的に損害賠償責任を負う旨を定めています（民法第717条第1項）。

これは、土地の工作物から生じる損害について、占有者または所有者に損害賠償責任を負わせるものです。なお、占有者とは、特定の物を自己のために事実上支配している者をいい、所有者とは、特定の物を法令の制限内において自由に使用、収益および処分する権利を有する者をいいます。

施設賠償責任保険は、施設・設備等の構造上の欠陥あるいは管理上の不備等が原因で、施設の内外で通常行われる生産・販売・サービスなど業務の遂行に関連して、第三者の身体や財物に損害を与えた場合に、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金が支払われる保険です（P.079参照）。

▲注 瑕疵とは、法的に人の行為、権利または物に何らかの欠陥・欠点があることをいいます。

デジタルテキスト 269

(2) 建物の区分所有等に関する法律（区分所有法）

「建物の区分所有等に関する法律（区分所有法）」は、主として、1棟の建物を区分し、その各部分を所有権の目的とする場合の所有関係を定めるとともに、建物および敷地等の共同管理について定めた法律です。

例えば、分譲マンションなどの建物には、区分所有者が単独所有する住戸部分（専有部分）のほかに、建物の躯体、エントランス、エレベーター、駐車場等のように、区分所有者が共有している部分（共用部分）があるため、その所有関係をどのようにするかを定める必要があります。また、区分所有者は、一体不可分の1棟の建物を区分して所有する以上、必然的に建物や敷地等を共同して管理する必要があるため、そのための組織や運営方法等について定める必要があります。区分所有法は、主としてこのようなことを定めており、マンション居住者にとって重要で暮らしに密着した法律です。

この区分所有法に基づいてマンション管理組合の規約が定められています。このマンション管理組合の規約には、分譲マンションにおける生活のルールのみならず、分譲マンションの火災保険や地震保険の加入についても定められています（P.109、137参照）。

デジタルテキスト 270



(1) 失火ノ責任ニ関スル法律 (失火責任法)

① 民法の不法行為責任

民法の特別法である失火責任法では、過失による火災によって他人の家に延焼損害を与えた場合、民法の不法行為責任に関する規定は適用されず、「重大な過失がある場合に限り、失火者に責任を負わせる」旨を定めており、重大な過失がない場合の責任が免除されるという、一般の不法行為の過失責任主義の原則が緩和されています。

つまり、隣家からの延焼による被害を受けても、失火者に重大な過失がなければ、失火者が損害賠償責任を負わないため、被災者は失火者からの損害賠償を期待できないことになります。

このような近所からの類焼損害（もらい火）に対しては、自ら火災保険に加入して備える必要があります。

▲注

▲注 近隣への類焼損害について、失火者が加入する保険で補償する特約（類焼損害補償特約）もあります（P.081参照）。

デジタルテキスト 271

② 民法の債務不履行責任

失火責任法は、民法の不法行為責任の特別法であるため、債務不履行責任には適用されません。例えば、賃貸住宅において借家人の失火により貸借物（建物）を焼失し、その返還が不可能になり債務不履行責任が生じた場合には、債務者（借家人＝失火者）は、債権者（家主）に対する損害賠償責任を負うことになります。

このように賃貸住宅などの借家人が貸主に対して負う損害賠償責任に備える保険（特約）として、借家人賠償責任特約があります。 **▲注**

▲注 失火責任法は、失火（火災）の場合のみを対象としており、例えば、賃貸住宅において水濡れなど階下の住人の家財に損害を与えた場合には、借家人が階下の住人に対して不法行為責任を負います。これに備える保険（特約）として個人賠償責任特約があります（P.077参照）。

デジタルテキスト 272

(2) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律 (住宅瑕疵担保履行法)

新築住宅を供給する事業者に対して、瑕疵の補修等が確実に行われるよう、保険や供託を義務付けた法律です。

新築住宅供給事業者は、住宅の中でも特に重要な部分である、構造耐力上主要な部分と雨水の浸入を防止する部分の瑕疵に対して、10年間の瑕疵担保責任を負っています。消費者が安心して新築住宅を取得できるようにするため、その責任を確実に履行するための資力確保措置（保険加入または供託）を事業者が義務付けています。

参考 ▶ 住宅瑕疵担保責任保険法人

住宅瑕疵担保責任保険は、国土交通大臣指定の「住宅瑕疵担保責任保険法人」のみが取り扱うことができます。

デジタルテキスト 273

2025年4月版
<2025年7月試験から適用>

損害保険募集人一般試験 教育テキスト（火災保険単位）

2025年4月発行

発行者 一般社団法人 日本損害保険協会 募集・教育企画部

東京都千代田区神田淡路町2-9

2025.3

損保協会の許可なしに本テキストの内容の全部または一部を複写、複製または転載すること等を固く禁じます。
なお、これらの許諾については、損保協会までご照会ください。

ご不明な点がある場合は、損害保険代理店試験コンタクトセンターにお問合せください。

<損害保険代理店試験コンタクトセンター>
受付日：年末年始、祝日を除く月曜日～土曜日
（土曜日は当日の受験者からの問合せのみ対応）
受付時間：9時00分～18時00分
電話番号：03-6631-0460